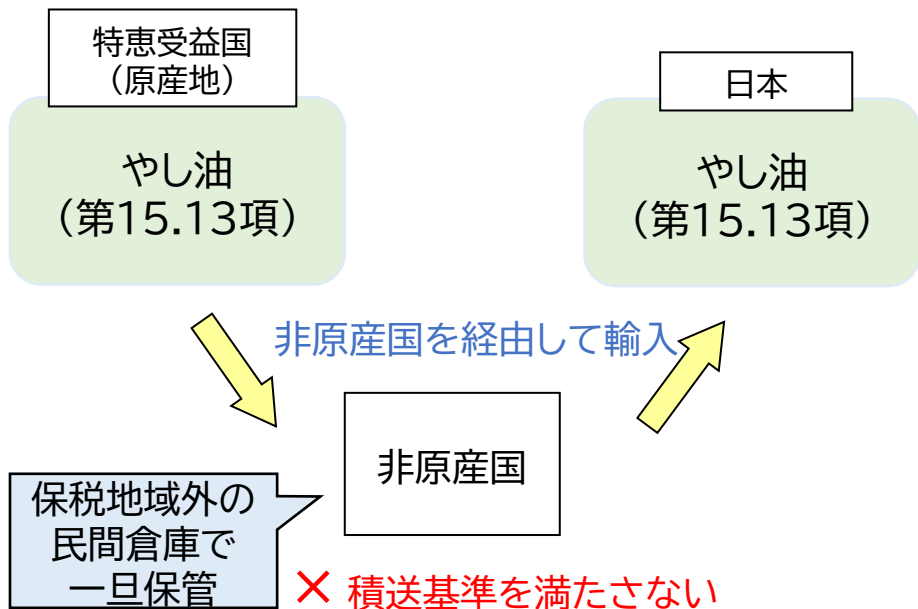


産品名	やし油	HS番号	第15.13項
協定名	関税暫定措置法(一般特惠)	原産地証明手続の種類	原産地証明書
条文等	関税暫定措置法施行令第31条第1項第2号、同条第2項		
不備の概要	<p>輸入者は、一般特惠を利用してやし油の輸入申告を行った。 産品であるやし油は非原産国を経由して本邦へ輸送されていたため、当該非原産国における積替え及び一時蔵置が「非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督の下」で行われたことを示す書類を求めたところ、保税地域外の民間倉庫で保管されていたことが判明し、また、税関の監督の下であったことを示す書類は提示されなかった。</p>		



《留意点》

・経済連携協定(EPA)又は一般特惠関税制度(GSP)を利用して特惠税率の適用を受けるためには、積送基準に関して、次の①又は②の条件を満たす必要があります。

① 第三国を経由することなく、原産国から日本へ直送されること。

② 第三国を経由する場合には、当該第三国において積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの)以外の取扱いがされないこと。(GSPについては、原則「運送上の理由による」必要があります。)

※「積送基準」については、こちらの資料をご参照ください。
[「特惠基準の適用における積送基準について」](#)